

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：(ア) 木材関連事業者の合法性の確認等  
(イ) 木材関連事業者による記録の作成及び保存  
(ウ) 木材関連事業者による情報の伝達  
(エ) 素材生産販売事業者による情報の提供  
(オ) 木材関連事業者の合法性確認木材等の量の定期報告

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：林野庁林政部木材利用課、経済産業省製造産業局生活製品課

評価実施時期：令和4年11月～令和5年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認、記録の保存及び情報伝達を努力義務、素材生産販売事業者による情報提供を任意とする、現行の取組内容をベースラインとする。

#### （背景）

違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、事業者に法令に適合して伐採された樹木を原材料とした木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の利用の努力義務を課すとともに、法令に違反して伐採されていないかについての確認（以下「合法性の確認」という。）等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進してきた。

しかしながら、登録を受けた木材関連事業者（以下「登録木材関連事業者」という。）により合法性が確認された木材等の量は、一定程度増加してきたものの、低位にとどまっており、また、近年の国際会合等において違法伐採への対策の強化が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要となっている。

このため、新たに5つの規制を新設し、伐採された木材の合法性の確認等を一層徹底する必要がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

現在の制度では、木材等の合法性の確認等は木材関連事業者の努力義務となっているとともに、合法性の確認等に確実に取り組む木材関連事業者は登録を受けることができることとなっている。しかし、登録木材関連事業者の数の伸びは徐々に鈍化しており、それに合わせて川上・水際の登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等の量の増加率も鈍化してきている。また、登録を受けていない木材関連事業者についての合法性の確認の実施状況は十分に把握できていない。その要因は以下のとおりであり、一過性のものではなく、対策を行わない場合、恒久的に続くものと考えられる。

- (1) 制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分
- (2) 流通段階やリスクに応じたメリハリある対応ができていない
- (3) 合法性の確認に関するルールや手法が不明瞭
- (4) 政府による合法性の確認の実施状況把握等が不十分

【規制以外の政策手段の内容】

原因を解決するに当たっては、国内市場において最初に木材等の流通を行う木材関連事業者による合法性の確認について実効性を高めるとともに、その取組状況を正確に把握することが極めて重要であり、そのためには以下の政策手段が考えられる。

- (i) 普及・啓発活動の推進
- (ii) 合法性の確認の手法の明確化
- (iii) 業界団体やNGO等との連携強化
- (iv) 登録制度のインセンティブ強化

しかし、規制以外の手段では合法性の確認の実施を木材関連事業者の自主性に委ねるとともに、実施状況の把握が困難又は相当の時間を要することとなり、確実な効果の発現を得ることができない。

以上のことから、規制以外の政策手段も検討・実施していくものの、それらのみでは十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

## 【規制の内容】

### （ア）木材関連事業者の合法性の確認等

国内市場における木材流通の川上・水際での対応が重要であることから、以下の規制を新設する必要がある。

木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をするときは、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届」という。）の写し、原産国の政府機関が発行した証明書の写し等の原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないものとする。

### （イ）木材関連事業者による記録の作成及び保存

（ア）により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。

また、（ア）により合法性の確認をした木材関連事業者は、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。

### （ウ）木材関連事業者による情報の伝達

国内市場において違法伐採に係る木材等の流通を抑制するためには、合法伐採木材等を利用したい事業者や消費者により、合法性確認木材等が選好されることが重要である。

そのためには、流通する木材等が合法性確認木材等であるとして、合法性の確認をした木材関連事業者から次の取引先となる木材関連事業者に伝達される必要があることから、（ア）により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集等をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、

（イ）の原材料情報に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を伝達しなければならないものとする。

### （エ）素材生産販売事業者による情報の提供

木材関連事業者が合法性の確認を円滑にできるようにするために、素材生産販売事業者（所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した当該樹木を材料とする素材の譲渡し等を行う者をいう。以下同じ。）は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

### （オ）木材関連事業者による合法性確認木材等の量の定期報告

国として、我が国における合法性確認木材等の流通量、木材等の流通に占める合法性確認木材等の割合等の情報を公表することによって、木材関連事業者が合法性確認木材等の利用に向けた更なる取組を行うことができるようにしていくことが重要であるため、木材関連事業者（（ア）の譲受け等が一定規模以上のものに限る。）

は、毎年1回、譲受け等をした木材等の全体量及び合法性確認木材等の量を主務大臣に報告しなければならないこととする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

すべての規制は互いに関連していることから、一括して費用推計を行う。

#### 【遵守費用】

川上・水際の木材関連事業者は、木材等の合法性の確認として、原材料情報を収集し、それらの情報を踏まえて違法伐採リスクを確認する必要がある。この際、収集する情報としては、一般的には、国産材については伐採造林届等に係る情報が、輸入材については原産国等が発行する合法証明書等に係る情報が、それぞれ該当する。また、1②(イ)の原材料情報に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を木材等の譲渡し先である他の木材関連事業者に伝達するため、1②(イ)や、1②(ウ)のための書類の作成が必要となる。木材関連事業者((ア)の譲受け等が一定規模以上のものに限る。)は、定期報告に伴う書類の作成等が必要となる。これら原材料情報の収集等、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達及び定期報告により、通常の商取引に要する費用の他に掛かり増しとなる費用は以下のとおり推計する。

#### 【木材関連事業者に係る遵守費用】

合法性確認木材等を流通させるためには、以下の段階を踏むことになる。

##### ○ 木材等の取引に関する契約※を結ぶ毎に行う手続等

- ・契約時に契約相手が取り扱っている木材等について合法性の確認を行い、当該記録を保存し、定期報告に要する書類の作成する時間

※契約1件毎に複数回の取引が生じる場合がある。

##### ○ 木材等の個別取引毎に行う手続等

- ・合法性の確認に係る情報を伝達するのに要する時間（書類の作成（定期報告に必要な書類等の作成を含む。））

以上の各段階について、必要となる時間や、1契約あたりの取引回数等が違うことから、国産丸太、外国産丸太、外国産製材品、外国産パルプチップ、輸入家具等に分けて費用を計算する。

なお、合法性の確認等を行う職員時間単価は国税庁令和3年分民間給与実態統

計調査の製造業平均年間給与より、 $516\text{万円} \div (12\text{月} \times 20\text{日} \times 8\text{時間}) = 2,700\text{円}\text{/時}$ で計算する。

#### 【国産丸太】

1件あたりの費用：

1契約毎に要する時間を2時間程度、取引1件毎に要する時間を1分程度と推定。契約毎に要する時間が短いのは、国内の素材生産販売事業者に対し、木材関連事業者の求めに応じた情報提供の義務を課すことから、より円滑に情報収集等ができることによる。

また、1契約あたりの取引回数は100程度であることから、

$$(120\text{分}/100\text{回} + 1\text{分}) * 2,700\text{円}/60\text{分} = 90\text{円}$$

年間のプロセス数：

2020年実績の国産材供給量(3,115万m<sup>3</sup>)と取引1件あたり平均取引量(10t積みトラック1台の原木積載量25m<sup>3</sup>)から、年間のプロセス数は以下のとおりと推計する。

$$31,150,000\text{m}^3 \div 25\text{m}^3 = 124.6\text{万件}$$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

1件あたりの遵守費用及び年間プロセス数から以下のとおり推計する。

$$90\text{円} * 1,246,000\text{件} = 112,140,000\text{円}$$

#### 【外国産丸太】

1件あたりの費用：

1契約毎に要する時間を20時間程度、取引1件毎に要する時間を2分程度と推定。契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なり、作業をより慎重に行う必要があることによる。

また、1契約あたりの取引回数は100程度であることから、

$$(1,200\text{分}/100\text{回} + 2\text{分}) * 2,700\text{円}/60\text{分} = 630\text{円}$$

年間のプロセス数：

2020年実績の丸太輸入量(331万m<sup>3</sup>)と、取引1件あたりの平均取引量(輸入用コンテナ1基分約50m<sup>3</sup>)から、年間のプロセス数は以下のとおりと推計する。

$$3,310,000\text{m}^3 \div 50\text{m}^3 = 66,200\text{件}$$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

1件あたりの遵守費用及び年間プロセス数から以下のとおり推計する。

$$630\text{円} * 66,200\text{件} = 41,706,000\text{円}$$

#### 【外国産製材品】

1件あたりの費用：

1契約毎に要する時間を60時間程度、取引1件毎に要する時間を4分程度と推定。契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なることに加え、複数の部材からなる製品であったり、原木(丸太)生産と製造を行う国が違う等、複数国を経由する取引が想定されることから、作業をより慎重に行う必要があることによる。

また、1契約あたりの取引回数は100程度であることから、

$$(3,600\text{分}/100\text{回}+4\text{分}) * 2,700\text{円}/60\text{分} = \underline{1,800\text{円}}$$

年間のプロセス数：

2020年実績の製材品等輸入量(909万m<sup>3</sup>)と、取引1件あたりの平均取引量(輸入用コンテナ1基分約50m<sup>3</sup>)から、年間のプロセス数は以下のとおりと推計する。

$$9,090,000\text{m}^3 \div 50\text{m}^3 = \underline{181,800\text{件}}$$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：1件あたりの遵守費用及び年間プロセス数から以下のとおり推計する。

$$1,800\text{円} * 181,800\text{件} = \underline{327,240,000\text{円}}$$

【外国産パルプチップ】

1件あたりの費用：

1契約毎に確認を要する時間を40時間程度、取引1件毎に要する時間を100分程度と推定。要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが国によって異なることに加え、複数の国や地域から原材料を調達している可能性があることから、確認をより丁寧に行う必要があること、他の区分と異なり、1取引毎に契約を結ぶことから取引1件あたりの取扱量が極めて多いことが主な理由である。

$$(2,400\text{分}+100\text{分}) * 2,700\text{円}/60\text{分} = \underline{112,500\text{円}}$$

年間のプロセス数：

2020年実績のパルプチップ輸入量(1,282万t)と、取引1件あたりの平均取引量(バルク船1隻分約5万t)から、年間のプロセス数は以下のとおりと推計する。

$$12,820,000\text{t} \div 50,000\text{t} = \underline{256\text{件}}$$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：1件あたりの遵守費用及び年間プロセス数から以下のとおり推計する。

$$112,500\text{円} * 256\text{件} = \underline{28,800,000\text{円}}$$

【輸入家具等】

1件あたりの費用：

1契約毎に要する時間を100時間程度、取引1件毎に要する時間を5分程度と推定。契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なることに加え、複数の部材からなる製品であったり、丸太生産、加工、製造の各過程が異なる国で行われる可能性があることから、作業をより慎重に行う必要があることによる。

また、1契約あたりの取引回数は100程度であることから、

$$(6,000\text{分}/100\text{回}+5\text{分}) * 2,700\text{円}/60\text{分} = \underline{2,925\text{円}}$$

年間のプロセス数：

2020年実績の家具等の輸入量(184,267t)と、取引1件あたりの平均取引量(輸入用コンテナ1基分約15t)から、年間のプロセス数は以下のとおりと推計する。

$$184,267\text{t} \div 15\text{t} = \underline{12,284\text{件}}$$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：  
1件あたりの遵守費用及び年間プロセス数から以下のとおり推計する。  
2,925円\*12,284件 = 35,930,700円

#### 【年間合計遵守費用】

国産丸太、外国産丸太、外国産製材品、外国産パルプチップ、輸入家具等のそれぞれの区分で要する費用を合計し、年間約5.5億円の遵守費用が発生することとなる。

#### 【素材生産販売事業者に係る遵守費用】

これまでの素材の譲渡し等に加えて、木材関連事業者の求めに応じて、伐採造林届に係る情報等の提供が必要となるが、当該情報は、従前から行われている樹木の伐採に当たって必要な手続に付随して得られるものであるため、素材生産販売事業者が取得するに当たって新たなコストは発生しない。情報提供を求められた場合も、当該書類の写しを提供する等の極めて軽微な対応となるため、新たなコストは発生しない。

#### 【行政費用】

合法性の確認の定期報告の受付及び報告内容の確認等に関する費用が追加的に発生する。このうち、定期報告の受付に関する費用は以下のとおり推計する。なお、定期報告は、国内で最初に譲受け等をされる木材等の相当の量等（7割程度）について情報を把握できる範囲において、木材関連事業者のうち一定規模以上の事業者に限ることとしている。

#### 【年間報告件数】

##### 【丸太及び製材品等の木材製品】

国産丸太及び外国産丸太・製材品等について、国内で最初に譲受け等をする木材関連事業者は、主に製材等の製造事業者及び輸入や市場の開設等を行う木材流通・販売事業者となる。このうち、上記の考えに基づく定期報告対象からの報告数を以下のとおり推計する。

製材品等の製造事業者：220件

木材流通・販売事業者：830件

合計：1,050件

##### 【家具等の木材製品】

輸入家具等の木材製品について、国内で最初に譲受け等をする木材関連事業者は、輸入事業者となる。このうち、上記の考えに基づく定期報告対象からの報告数を以下のとおり推計する。

輸入事業者：50件

#### 【1件あたりに要する費用】

1件あたりの報告を確認するのに要する時間を30分程度とする。

また、当該確認は林野庁及び経済産業省で行うことから、職員の時間単価を令和4年国家公務員給与等実態調査（人事院）における平均給与月額（413,064円）より以下のとおり推計する。

$$413,064 \text{ 円} \div (20 \text{ 日} * 7.75 \text{ 時間}) = 2,700 \text{ 円}$$

以上より、1件あたりに要する費用は以下のとおり推計する。

$$2,700 \text{ 円} * 0.5 \text{ 時間} = 1,350 \text{ 円}$$

#### 【年間に要する費用】

年間報告件数及び1件あたりに要する費用から、年間の合法性の確認に関する定期報告に要する行政費用は以下のとおりと推計する。

$$1,350 \text{ 円} * 1,100 \text{ 件} = 149 \text{ 万円/年}$$

なお、国産丸太の合法性の確認に用いられると想定される伐採造林届等の樹木の伐採に係る各種手続及び情報の発行に関しては、従前から行われている内容から変化しないため、追加的コストは発生しない。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和することで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

現行制度においては、川上・水際の登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量の木材総需要量に対する割合は40%（令和2年度）に留まるが、合法性の確認等を義務付ける規制の導入により、違法伐採木材が国内に流通するリスクを低減させることができ、合法性が確認された木材の量の割合は大きく向上することが見込ま

れる。

違法伐採木材の流通は、合法的かつ適正コストにより伐採が行われた木材の流通を害するおそれがあるが、違法伐採木材が国内に流通するリスクを低減させることで、これらの負の影響を回避することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑤に記載のとおり、金銭価値化は困難であるものの、木材関連事業者に対し合法性の確認等を義務付ける規制の導入は、違法伐採木材が国内に流通するリスクの低減と、それに伴う木材市場における適正な取引の確保が見込まれる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

①に記載したとおり、国際的に違法伐採対策の強化が求められるとともに、EU や豪州等においてはデュー・デリジェンス（事業者自ら木材等の違法伐採リスクに関する情報を収集し、リスクを低減させる取組をいう。以下同じ。）の義務等が法令で定められている中、国内で伐採された木材及び輸入された木材等を国内で最初に取引する際の合法性の確認等を義務化することは、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するという意思や対策を国として示すこととなり、木材等の輸入国として国際的な評価を維持するために必要である。

また、日本産木材の合法性が不透明であるとの指摘を受けることによって、現在拡大している木材及び木材製品の輸出が制限を受ける可能性が高くなるが、本規制を導入することで、輸出機会（令和3年実績で約 529 億円（貿易統計より）。）を確保することができる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の導入に係る費用として、遵守費用 5.5 億円／年、行政費用 149 万円／年が見込まれる。

一方、木材関連事業者に対し合法性の確認等を義務付ける規制の導入は、違法伐採木材が国内に流通するリスクを低減させるとともに、木材市場における適正な取引の確保、木材の輸出阻害の回避等の様々な効果が見込まれるものであり、本規制を導入することは妥当であると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

#### 【代替案の内容】

合法性の確認ができなかった木材等の取引を禁止する。

#### 【効果（便益）】

国内に流通する木材等はすべて合法性の確認を行ったことが事前確認された木材等となり、合法的かつ適正コストにより伐採が行われた木材の流通を害するおそれがある違法伐採木材が国内に流通するリスクを、規制案よりも一層低減させることができる。

#### 【副次的な影響及び波及的な影響】

当該代替案を導入することによって以下の影響が生じるおそれがある。

- (1) 合法性が確認できなかった木材等の取扱いを禁止することで、少なくとも一時的にはその分の流通量が減少することとなる。国産材については、②(エ)の規制の導入により基本的に合法性の確認ができることとなると考えられるが、輸入木材等についてはその限りではないため、この傾向はより顕著となると考えられる。我が国の木材自給率が約42%（令和2年実績。林野庁「木材需給表」より）である中、一部の木材等の流通が減少することは、木材等の安定供給に支障を生じさせかねず、木材等を利用する建築・建設事業者や家具工場、製紙工場等の川中・川下の事業者が行う事業に負の影響を及ぼす可能性がある。また、流通が減少することで木材等の不足や価格の高騰を招き、消費者の利益を害するおそれがある。
- (2) すでにデュー・デリジェンスの義務等を定めているEUや豪州等においても、合法性が確認できなかった木材等の取引の禁止は行っていないことを踏まえると、過剰な規制であると批判を受ける可能性が高い。

#### 【費用】

合法性の確認ができなかった木材等について、流通・加工等が行われてから是正措置を講じることは困難である。そのため、当該代替案の実効性を担保する手段として、川上・水際の木材関連事業者に、木材等の譲受け等をするときには主務大臣の事前確認を受ける義務を課すことが考えられるが、当該措置の実施に当たっては、木材関連事業者、行政ともに多大な費用を必要とすると考えられる。

#### 【費用と効果（便益）の比較】

規制案よりも大きな便益が得られる可能性がある一方、多額の追加費用が発生する可能性がある。また、過剰な規制であるとの批判を招くとともに、我が国の木材需給に負の影響を生じさせる可能性が高い。

#### 【規制案と代替案の比較】

代替案では、規制案よりも大きな便益が得られる可能性があるものの、木材関連事業者、行政ともに多大な費用を要する。さらに、規制案と異なり、過剰な規制であるとの批判を招いたり、我が国の木材需給に負の影響を生じさせる可能性が高い。これらの費用と便益を総合的に鑑みると、規制案をとることが妥当であると考える。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

なし

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後3年を目処に実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

木材関連事業者の木材取扱量に占める合法性確認木材の割合